

◎消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案新旧対照表

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十九 〔略〕</p> <p>五十 〔略〕</p> <p>五十の二 消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律（令和元年法律第 号）第七条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。</p> <p>五十一 〓百十一 〔略〕</p> <p>二・三 〔略〕</p> <p>（設置）</p> <p>第六条 〔略〕</p> <p>二 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>過労死等防止対策推進協議会</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十九 〔略〕</p> <p>五十 労働者の保護及び福利厚生に関すること。</p> <p>〔新設〕</p> <p>五十一 〓百十一 〔略〕</p> <p>二・三 〔略〕</p> <p>（設置）</p> <p>第六条 〔略〕</p> <p>二 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>過労死等防止対策推進協議会</p>

<p>消費者対応業務関連特定行為対策推進協議会 〔略〕</p> <p>(過労死等防止対策推進協議会)</p> <p>第十三条の二 〔略〕</p> <p>〔消費者対応業務関連特定行為対策推進協議会〕</p> <p>第十三条の二の二 消費者対応業務関連特定行為対策推進協議会については、消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。</p> <p>(旧優生保護法一時金支給認定審査会)</p> <p>第十三条の二の三 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>4 令和五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)の定めるところにより厚生労働省に特別の機関として置かれる中央駐留軍関係離職者等対策協議会は、本省に置く。</p>	<p>〔略〕</p> <p>(過労死等防止対策推進協議会)</p> <p>第十三条の二 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(旧優生保護法一時金支給認定審査会)</p> <p>第十三条の二の二 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>4 平成三十五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)の定めるところにより厚生労働省に特別の機関として置かれる中央駐留軍関係離職者等対策協議会は、本省に置く。</p>
<p>4 令和五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)の定めるところにより厚生労働省に特別の機関として置かれる中央駐留軍関係離職者等対策協議会は、本省に置く。</p>	<p>4 平成三十五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)の定めるところにより厚生労働省に特別の機関として置かれる中央駐留軍関係離職者等対策協議会は、本省に置く。</p>

○成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）（抄）（附則第四条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （厚生労働省設置法の一部改正） 3 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。 〔略〕 第六条第二項中「消費者対応業務関連特定行為対策推進協議会」を「消費者対応業務関連特定行為対策推進協議会、成育医療等協議会」に改める。 第十三条の二の三を第十三条の二の四とし、第十三条の二の二の次に次の一条を加える。 （成育医療等協議会） 第十三条の二の三 成育医療等協議会については、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（これに基づき命令を含む。）の定めるところによる。</p>	<p>附則 （厚生労働省設置法の一部改正） 3 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。 〔略〕 第六条第二項中「過労死等防止対策推進協議会」を「過労死等防止対策推進協議会、成育医療等協議会」に改める。 第十三条の二の二を第十三条の二の三とし、第十三条の二の次に次の一条を加える。 （成育医療等協議会） 第十三条の二の二 成育医療等協議会については、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（これに基づき命令を含む。）の定めるところによる。</p>